

## 余剰電力売却仕様書

### 1 契約の名称

環境センター余剰電力(非バイオマス電力)売却業務

### 2 契約の種別

単価契約 (1k Wh 当たり単価)

### 3 目的

宇和島地区広域事務組合 (以下「発注者」という。) に設置された発電設備において発生する電力のうち、発注者が消費する電力を除いた余剰電力から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーであるバイオマス電力を除いた非バイオマス電力を電力購入者 (以下「受注者」という。) に売却することを目的とする。

### 4 履行場所

宇和島地区広域事務組合環境センター  
愛媛県宇和島市祝森甲3799番地

### 5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6 売却期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

### 7 予定売却電力量

5, 246, 008 kWh (非バイオマス電力量)

※ただし、上記電力量は実績を基に算出した年間予定量であり、売却電力量を保証するものではない。

### 8 予定バイオマス比率

52.848% (平成31年4月～令和7年3月の実績平均値)

※平均値のため変動する可能性があり、予定バイオマス比率を保証するものではない。

### 9 受給地点

四国電力送配電株式会社の引込線と環境センターの区分開閉器との接続点

### 10 送電責任分界点

受給地点に同じ

1 1 財産責任分界点

受給地点に同じ

1 2 接続電力系統

四国電力送配電株式会社

1 3 電気方式等

- (1) 電気方式 交流 3 相 3 線式
- (2) 受給最大電力 1, 9 3 5 k W
- (3) 周波数 6 0 H z
- (4) 標準電圧 6, 6 0 0 V
- (5) 力率 遅れ 9 8 %

1 4 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 廃棄物
- (3) 定格出力 2, 5 0 0 k W× 1 基

1 5 再生可能エネルギー発電設備

- (1) 設備 I D R 6 4 5 5 5 0 G 3 8
- (2) 設備名称 宇和島地区広域事務組合 環境センター発電所
- (3) 設備区分 バイオマス発電設備 (一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼)
- (4) 設備認定日 平成 2 9 年 3 月 1 7 日

1 6 発電設備の停止期間

令和 8 年度に予定している焼却設備の停止期間は以下のとおりである。

全休炉期間 (日程未定、6 月中の 5 日間)

1 7 バイオマス比率の報告等

発注者は、毎月ごみ組成分析を実施し、各月のバイオマス比率を把握するとともに、その結果を四国電力送配電株式会社に書面にて報告する。なお、バイオマス比率の単位は、0.001 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までとする。

1 8 余剰電力量の計量等

- (1) 売電電力量の計量は、送電用電力量計 (発注者の負担により四国電力送配電株式会社が受給地点に設置し保有するものをいう。以下「電力量計」という。) により行うものとする。
- (2) 電力量計の検針は、原則として毎月末日 2 4 時に四国電力送配電株式会社の自動検針によ

り行い、受注者は同社から通知される非バイオマス電力量の結果を発注者に速やかに通知し、発注者の確認を受けるものとする。

- (3) 計量装置に不具合が生じた時は、その期間内の売電電力量についてその都度、発注者、受注者協議して決定するものとする。

## 19 電力量料金の算定

- (1) 電力量料金の算定は、1か月（前月1日0時から同月末日24時までの期間とする。）の売却電力量により算定し、毎月支払うものとする。
- (2) 上記（1）の電力量料金は、18により計量された売却電力量に、電力料金単価を乗じた額に（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に消費税相当額を加算した金額とする。

## 20 電力料金の支払い

発注者は、19により算定された当該月分の電力量料金を納入通知書により受注者に報告し、受注者は報告後30日以内に消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を含めた金額を、発注者の指定金融機関に納入するものとする。また、納入に要する費用は受注者の負担とする。

## 21 同時同量

受注者は、計画値同時同量制度における発電契約者として、発注者の発電設備を含む発電バランスンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。また、受注者は発電契約者として、発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続及び費用の負担を負うものとする。

## 22 非化石価値の帰属

売却した余剰電力に由来する非化石価値については、受注者に帰属するものとする。

## 23 発電側課金

発電側課金は、受注者が負担するものとする。なお、同時最大受電電力は1,935kWであり、系統設備効率化割引A・B共に対象外。

## 24 その他

### (1) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づき、発注者、受注者協議により定めるものとする。

### (2) 添付資料

- ・令和8年度 宇和島地区広域事務組合環境センター予定売却電力量

- ・令和7年度 宇和島地区広域事務組合環境センター売却電力量（実績・見込）
- ・令和6年度 宇和島地区広域事務組合環境センター売却電力量（実績）
- ・令和5年度 宇和島地区広域事務組合環境センター売却電力量（実績）
- ・ごみ組成分析バイオマス比率実績（平成31年4月～令和7年3月）